

東関東自動車道
吉倉高架橋耐震補強工事

交 付 図 書 正 誤 表

東日本高速道路株式会社 関東支社

千葉管理事務所

<p>対象 誤</p>	<p>特記仕様書(P.32)</p> <p>22-12-2-1 種別 共通仕様書17-9-3 (2)「種別」の単価表の項目に、次を追加する。</p> <table border="1" data-bbox="229 282 796 539"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A1-1</td> <td>既設コンクリート構造物の変状部をウォータージェット工法（以下、WJ工法という）によりはつり除去し、欠損箇所の整形、鉄筋のケレン及び防錆剤の塗布、断面修復材付着面へのプライマー塗布を行い、左官工法または吹付け工法により断面修復材にて修復することをいい、移動足場上で施工を行なうもの。</td> </tr> <tr> <td>A1-2</td> <td>既設コンクリート構造物の変状部をWJ工法によりはつり除去し、欠損箇所の整形、鉄筋のケレン及び防錆剤の塗布、断面修復材付着面へのプライマー塗布を行い、左官工法または吹付け工法により断面修復材にて修復することをいい、固定足場上で施工を行なうもの。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 施工</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 断面修復工の施工は、構造物施工管理要領Ⅲ-3-3-6～9の規定に従い行うものとする。 2) WJ工法の施工は、構造物施工管理要領Ⅲ-3-1-2「はつり処理」の規定によるものとする。 3) WJ工法によるはつり処理は、本体構造物に損傷を与えないよう慎重に施工するものとする。 4) WJ工法によるはつり処理の断面はフェザーエッジとならないよう、カッター目地処理を行うものとする。 5) WJ工法によるはつり処理は、水道水を使用すること。 6) WJ工法による回収（汚濁）水は沈殿槽に貯水し排水時においてその水質は、各自自治体が定める基準に適合しなければならない。なお、回収（汚濁）水の沈殿槽への貯水及び水質調整等に要する費用は関連する単価項目を含むものとし、別途支払いは行わない。 7) 回収（汚濁）水から分離した汚泥及び断面修復工により生ずるコンクリート塊の処分については、関連する法令に基づき適切に処理しなければならない。なお、汚泥の処分に関する費用については、別途、監督員と受注者間で協議し定めるものとする。 8) 施工中の飛散防止対策に要する費用は関連する単価項目を含むものとし、別途支払いは行わないものとする。 9) はつり処理により構造物に影響を及ぼすおそれがある劣化損傷箇所や鉄筋の露しい損傷を発見した場合は、速やかに監督員に報告し、その指示を受けるものとする。 <p>22-12-2-3 支払 共通仕様書17-9-3 (6)「支払」によらず次のとおりとする。 断面修復工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1L当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うWJ工法によるはつり除去、清水の調整、濁水処理、断面欠損面の清掃・整形、鉄筋のケレン・防錆剤の塗布、断面修復材による修復等断面修復工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1" data-bbox="831 898 1469 987"> <thead> <tr> <th></th> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">17-(29)</td> <td>断面修復工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A1-1</td> <td>L</td> </tr> <tr> <td>A1-2</td> <td>L</td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	区分内容	A1-1	既設コンクリート構造物の変状部をウォータージェット工法（以下、WJ工法という）によりはつり除去し、欠損箇所の整形、鉄筋のケレン及び防錆剤の塗布、断面修復材付着面へのプライマー塗布を行い、左官工法または吹付け工法により断面修復材にて修復することをいい、移動足場上で施工を行なうもの。	A1-2	既設コンクリート構造物の変状部をWJ工法によりはつり除去し、欠損箇所の整形、鉄筋のケレン及び防錆剤の塗布、断面修復材付着面へのプライマー塗布を行い、左官工法または吹付け工法により断面修復材にて修復することをいい、固定足場上で施工を行なうもの。		単価表の項目	検測の単位	17-(29)	断面修復工		A1-1	L	A1-2	L
単価表の項目	区分内容																
A1-1	既設コンクリート構造物の変状部をウォータージェット工法（以下、WJ工法という）によりはつり除去し、欠損箇所の整形、鉄筋のケレン及び防錆剤の塗布、断面修復材付着面へのプライマー塗布を行い、左官工法または吹付け工法により断面修復材にて修復することをいい、移動足場上で施工を行なうもの。																
A1-2	既設コンクリート構造物の変状部をWJ工法によりはつり除去し、欠損箇所の整形、鉄筋のケレン及び防錆剤の塗布、断面修復材付着面へのプライマー塗布を行い、左官工法または吹付け工法により断面修復材にて修復することをいい、固定足場上で施工を行なうもの。																
	単価表の項目	検測の単位															
17-(29)	断面修復工																
	A1-1	L															
	A1-2	L															
<p>正</p>	<p>22-12-2-1 種別 共通仕様書17-9-3 (2)「種別」の単価表の項目に、次を追加する。</p> <table border="1" data-bbox="245 1155 783 1391"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A1-1</td> <td>コンクリート構造物の欠損箇所の整形、鉄筋のケレン及び防錆剤の塗布、断面修復材付着面へのプライマー塗布を行い、左官工法または吹付け工法により断面修復材にて修復することをいい、移動足場上で施工を行なうもの。</td> </tr> <tr> <td>A1-2</td> <td>コンクリート構造物の欠損箇所の整形、鉄筋のケレン及び防錆剤の塗布、断面修復材付着面へのプライマー塗布を行い、左官工法または吹付け工法により断面修復材にて修復することをいい、固定足場上で施工を行なうもの。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 施工</p> <p>断面修復工の施工は、構造物施工管理要領Ⅲ-3-3-6～9の規定に従い行うものとする。</p> <p>22-12-2-3 支払 共通仕様書17-9-3 (6)「支払」によらず次のとおりとする。 断面修復工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1L当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う断面欠損面の清掃・整形、鉄筋のケレン・防錆剤の塗布、断面修復材による修復等断面修復工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1" data-bbox="831 1447 1469 1559"> <thead> <tr> <th></th> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">17-(29)</td> <td>断面修復工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A1-1</td> <td>L</td> </tr> <tr> <td>A1-2</td> <td>L</td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	区分内容	A1-1	コンクリート構造物の欠損箇所の整形、鉄筋のケレン及び防錆剤の塗布、断面修復材付着面へのプライマー塗布を行い、左官工法または吹付け工法により断面修復材にて修復することをいい、移動足場上で施工を行なうもの。	A1-2	コンクリート構造物の欠損箇所の整形、鉄筋のケレン及び防錆剤の塗布、断面修復材付着面へのプライマー塗布を行い、左官工法または吹付け工法により断面修復材にて修復することをいい、固定足場上で施工を行なうもの。		単価表の項目	検測の単位	17-(29)	断面修復工		A1-1	L	A1-2	L
単価表の項目	区分内容																
A1-1	コンクリート構造物の欠損箇所の整形、鉄筋のケレン及び防錆剤の塗布、断面修復材付着面へのプライマー塗布を行い、左官工法または吹付け工法により断面修復材にて修復することをいい、移動足場上で施工を行なうもの。																
A1-2	コンクリート構造物の欠損箇所の整形、鉄筋のケレン及び防錆剤の塗布、断面修復材付着面へのプライマー塗布を行い、左官工法または吹付け工法により断面修復材にて修復することをいい、固定足場上で施工を行なうもの。																
	単価表の項目	検測の単位															
17-(29)	断面修復工																
	A1-1	L															
	A1-2	L															
<p>備考</p>																	

対象	割掛対象表参考内訳書										
誤		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="432 248 534 309">割掛対象表の項目名称</th> <th data-bbox="534 248 735 309">工事の内容</th> <th data-bbox="735 248 1225 309">数量内訳(参考)</th> <th data-bbox="1225 248 1294 309">図面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="432 667 534 712">剥離剤用環境対策資機材費</td> <td data-bbox="534 577 735 801"> 塗膜剥離剤による有害物質を含む旧塗膜の除去工の施工に必要な、簡易セキュリティールーム、エアシャワー・負圧集塵機・真空掃除機(フィルター交換に要する費用を含む)、吸気用ダクト及び排気用ダクトの設置に要する費用をいう。 </td> <td data-bbox="735 315 1225 1066"> 吉倉高架橋 簡易セキュリティールーム ・1台 エアシャワー ・1台×25ヵ月=25台・月 エアシャワー用1次フィルター ・1台×25ヵ月×4枚/月=100枚 エアシャワー用チャコールフィルター ・1台×25ヵ月×1枚/3ヵ月=9枚 エアシャワー用HEPAフィルター ・1台×25ヵ月×1枚/3ヵ月=9枚 負圧集塵機 ・規格：5~7m3/min ・4台×25ヵ月=100台・月 (施工区画容量294m3/台程度を想定) 負圧集塵機用1次フィルター ・4台×25ヵ月×20枚/月=2000枚 負圧集塵機用2次フィルター ・4台×25ヵ月×4枚/月=400枚 負圧集塵機用チャコールフィルター ・4台×25ヵ月×1枚/3ヵ月=34枚 負圧集塵機用HEPAフィルター ・4台×25ヵ月×1枚/3ヵ月=34枚 吸気用ダクト(ベツクリアダクト) ・4m 排気用ダクト(ビニールダクト) ・4m 真空掃除機 ・4台×25ヵ月=100台・月 真空掃除機用1次フィルター ・4台×25ヵ月×4枚/月=400枚 真空掃除機用2次フィルター ・4台×25ヵ月×1枚/3ヵ月=34枚 真空掃除機用チャコールフィルター ・4台×25ヵ月×1枚/3ヵ月=34枚 真空掃除機用HEPAフィルター ・4台×25ヵ月×1枚/3ヵ月=34枚 </td> <td data-bbox="1225 315 1294 1066">-</td> </tr> </tbody> </table>	割掛対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳(参考)	図面	剥離剤用環境対策資機材費	塗膜剥離剤による有害物質を含む旧塗膜の除去工の施工に必要な、簡易セキュリティールーム、エアシャワー・負圧集塵機・真空掃除機(フィルター交換に要する費用を含む)、吸気用ダクト及び排気用ダクトの設置に要する費用をいう。	吉倉高架橋 簡易セキュリティールーム ・1台 エアシャワー ・1台×25ヵ月=25台・月 エアシャワー用1次フィルター ・1台×25ヵ月×4枚/月=100枚 エアシャワー用チャコールフィルター ・1台×25ヵ月×1枚/3ヵ月=9枚 エアシャワー用HEPAフィルター ・1台×25ヵ月×1枚/3ヵ月=9枚 負圧集塵機 ・規格：5~7m3/min ・4台×25ヵ月=100台・月 (施工区画容量294m3/台程度を想定) 負圧集塵機用1次フィルター ・4台×25ヵ月×20枚/月=2000枚 負圧集塵機用2次フィルター ・4台×25ヵ月×4枚/月=400枚 負圧集塵機用チャコールフィルター ・4台×25ヵ月×1枚/3ヵ月=34枚 負圧集塵機用HEPAフィルター ・4台×25ヵ月×1枚/3ヵ月=34枚 吸気用ダクト(ベツクリアダクト) ・4m 排気用ダクト(ビニールダクト) ・4m 真空掃除機 ・4台×25ヵ月=100台・月 真空掃除機用1次フィルター ・4台×25ヵ月×4枚/月=400枚 真空掃除機用2次フィルター ・4台×25ヵ月×1枚/3ヵ月=34枚 真空掃除機用チャコールフィルター ・4台×25ヵ月×1枚/3ヵ月=34枚 真空掃除機用HEPAフィルター ・4台×25ヵ月×1枚/3ヵ月=34枚	-	
割掛対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳(参考)	図面								
剥離剤用環境対策資機材費	塗膜剥離剤による有害物質を含む旧塗膜の除去工の施工に必要な、簡易セキュリティールーム、エアシャワー・負圧集塵機・真空掃除機(フィルター交換に要する費用を含む)、吸気用ダクト及び排気用ダクトの設置に要する費用をいう。	吉倉高架橋 簡易セキュリティールーム ・1台 エアシャワー ・1台×25ヵ月=25台・月 エアシャワー用1次フィルター ・1台×25ヵ月×4枚/月=100枚 エアシャワー用チャコールフィルター ・1台×25ヵ月×1枚/3ヵ月=9枚 エアシャワー用HEPAフィルター ・1台×25ヵ月×1枚/3ヵ月=9枚 負圧集塵機 ・規格：5~7m3/min ・4台×25ヵ月=100台・月 (施工区画容量294m3/台程度を想定) 負圧集塵機用1次フィルター ・4台×25ヵ月×20枚/月=2000枚 負圧集塵機用2次フィルター ・4台×25ヵ月×4枚/月=400枚 負圧集塵機用チャコールフィルター ・4台×25ヵ月×1枚/3ヵ月=34枚 負圧集塵機用HEPAフィルター ・4台×25ヵ月×1枚/3ヵ月=34枚 吸気用ダクト(ベツクリアダクト) ・4m 排気用ダクト(ビニールダクト) ・4m 真空掃除機 ・4台×25ヵ月=100台・月 真空掃除機用1次フィルター ・4台×25ヵ月×4枚/月=400枚 真空掃除機用2次フィルター ・4台×25ヵ月×1枚/3ヵ月=34枚 真空掃除機用チャコールフィルター ・4台×25ヵ月×1枚/3ヵ月=34枚 真空掃除機用HEPAフィルター ・4台×25ヵ月×1枚/3ヵ月=34枚	-								
正		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="432 1126 534 1187">割掛対象表の項目名称</th> <th data-bbox="534 1126 735 1187">工事の内容</th> <th data-bbox="735 1126 1225 1187">数量内訳(参考)</th> <th data-bbox="1225 1126 1294 1187">図面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="432 1552 534 1597">剥離剤用環境対策資機材費</td> <td data-bbox="534 1462 735 1686"> 塗膜剥離剤による有害物質を含む旧塗膜の除去工の施工に必要な、簡易セキュリティールーム、エアシャワー・負圧集塵機・真空掃除機(フィルター交換に要する費用を含む)、吸気用ダクト及び排気用ダクトの設置に要する費用をいう。 </td> <td data-bbox="735 1193 1225 1944"> 吉倉高架橋 簡易セキュリティールーム ・1台 エアシャワー ・1台×25ヵ月=25台・月 エアシャワー用1次フィルター ・1台×23日/20日/月×4枚/月=5枚 エアシャワー用チャコールフィルター ・1台×23日/20日/月×1枚/3ヵ月=1枚 エアシャワー用HEPAフィルター ・1台×23日/20日/月×1枚/3ヵ月=1枚 負圧集塵機 ・規格：5~7m3/min ・4台×25ヵ月=100台・月 (施工区画容量294m3/台程度を想定) 負圧集塵機用1次フィルター ・4台×23日/20日/月×20枚/月=92枚 負圧集塵機用2次フィルター ・4台×23日/20日/月×4枚/月=19枚 負圧集塵機用チャコールフィルター ・4台×23日/20日/月×1枚/3ヵ月=2枚 負圧集塵機用HEPAフィルター ・4台×23日/20日/月×1枚/3ヵ月=2枚 吸気用ダクト(ベツクリアダクト) ・4m 排気用ダクト(ビニールダクト) ・4m 真空掃除機 ・4台×25ヵ月=100台・月 真空掃除機用1次フィルター ・4台×23日/20日/月×4枚/月=19枚 真空掃除機用2次フィルター ・4台×23日/20日/月×1枚/3ヵ月=2枚 真空掃除機用チャコールフィルター ・4台×23日/20日/月×1枚/3ヵ月=2枚 真空掃除機用HEPAフィルター ・4台×23日/20日/月×1枚/3ヵ月=2枚 </td> <td data-bbox="1225 1193 1294 1944">-</td> </tr> </tbody> </table>	割掛対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳(参考)	図面	剥離剤用環境対策資機材費	塗膜剥離剤による有害物質を含む旧塗膜の除去工の施工に必要な、簡易セキュリティールーム、エアシャワー・負圧集塵機・真空掃除機(フィルター交換に要する費用を含む)、吸気用ダクト及び排気用ダクトの設置に要する費用をいう。	吉倉高架橋 簡易セキュリティールーム ・1台 エアシャワー ・1台×25ヵ月=25台・月 エアシャワー用1次フィルター ・1台×23日/20日/月×4枚/月=5枚 エアシャワー用チャコールフィルター ・1台×23日/20日/月×1枚/3ヵ月=1枚 エアシャワー用HEPAフィルター ・1台×23日/20日/月×1枚/3ヵ月=1枚 負圧集塵機 ・規格：5~7m3/min ・4台×25ヵ月=100台・月 (施工区画容量294m3/台程度を想定) 負圧集塵機用1次フィルター ・4台×23日/20日/月×20枚/月=92枚 負圧集塵機用2次フィルター ・4台×23日/20日/月×4枚/月=19枚 負圧集塵機用チャコールフィルター ・4台×23日/20日/月×1枚/3ヵ月=2枚 負圧集塵機用HEPAフィルター ・4台×23日/20日/月×1枚/3ヵ月=2枚 吸気用ダクト(ベツクリアダクト) ・4m 排気用ダクト(ビニールダクト) ・4m 真空掃除機 ・4台×25ヵ月=100台・月 真空掃除機用1次フィルター ・4台×23日/20日/月×4枚/月=19枚 真空掃除機用2次フィルター ・4台×23日/20日/月×1枚/3ヵ月=2枚 真空掃除機用チャコールフィルター ・4台×23日/20日/月×1枚/3ヵ月=2枚 真空掃除機用HEPAフィルター ・4台×23日/20日/月×1枚/3ヵ月=2枚	-	
割掛対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳(参考)	図面								
剥離剤用環境対策資機材費	塗膜剥離剤による有害物質を含む旧塗膜の除去工の施工に必要な、簡易セキュリティールーム、エアシャワー・負圧集塵機・真空掃除機(フィルター交換に要する費用を含む)、吸気用ダクト及び排気用ダクトの設置に要する費用をいう。	吉倉高架橋 簡易セキュリティールーム ・1台 エアシャワー ・1台×25ヵ月=25台・月 エアシャワー用1次フィルター ・1台×23日/20日/月×4枚/月=5枚 エアシャワー用チャコールフィルター ・1台×23日/20日/月×1枚/3ヵ月=1枚 エアシャワー用HEPAフィルター ・1台×23日/20日/月×1枚/3ヵ月=1枚 負圧集塵機 ・規格：5~7m3/min ・4台×25ヵ月=100台・月 (施工区画容量294m3/台程度を想定) 負圧集塵機用1次フィルター ・4台×23日/20日/月×20枚/月=92枚 負圧集塵機用2次フィルター ・4台×23日/20日/月×4枚/月=19枚 負圧集塵機用チャコールフィルター ・4台×23日/20日/月×1枚/3ヵ月=2枚 負圧集塵機用HEPAフィルター ・4台×23日/20日/月×1枚/3ヵ月=2枚 吸気用ダクト(ベツクリアダクト) ・4m 排気用ダクト(ビニールダクト) ・4m 真空掃除機 ・4台×25ヵ月=100台・月 真空掃除機用1次フィルター ・4台×23日/20日/月×4枚/月=19枚 真空掃除機用2次フィルター ・4台×23日/20日/月×1枚/3ヵ月=2枚 真空掃除機用チャコールフィルター ・4台×23日/20日/月×1枚/3ヵ月=2枚 真空掃除機用HEPAフィルター ・4台×23日/20日/月×1枚/3ヵ月=2枚	-								
備考											